

# 2023(R5)年度 みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金

県内の中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して暮らせるよう、集落や地域の将来のために住民が主体的に取り組む地域づくりの取組（地域コミュニティの再生、住民共助の仕組み、地域資源活用、コミュニティビジネスによる課題解決、地域の遊休施設活用、高校生のアイデア実現等）を支援します。

## 1. スタート支援事業【直接】

地域コミュニティの活性化や地域の課題解決を図るため、新たな取組を開始するための初期の活動やグループ立ち上げ等を支援

### 【主な取組例】

- 地域の課題掘り起こしのためのワークショップ、アンケート調査の実施
- 定期的に開催する交流サロン・健康教室等を開始するのに必要な茶器などの備品購入等
- 専門家を招いて集落・自治会等でのフィールドワークの実施 等

- 1) 補助対象経費 現状把握のための調査経費／計画策定の検討に係る経費／研修、専門家招へいに係る経費／課題解決のための試行経費／その他活動や地域振興の取組に必要な経費 等
- 2) 事業実施主体 集落・自治会、地域団体、広域的な地域運営組織
- 3) 県補助限度額 1団体あたり10万円（補助率：県10／10）

## 2. 将来に向けた取組支援事業【直接、間接】

中山間地域の将来のために、住民等が自主的・主体的に取り組む地域コミュニティを再生・発展させる地域づくりの取組や、地域資源の利活用、暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくりへのステップアップにつながるような取組を支援

### 【主な取組例】

- スタート支援事業で試行した活動のステップアップ
- 地域の実情に応じた共助の仕組みづくりや必要な生活サービス・機能の提供
- 地域の雇用・生きがいづくりの場にもなるコミュニティビジネスによる地域の課題解決
- 地域の農産物等特産品づくりや地域に伝わる伝統野菜等の復活など、地域資源の利活用
- 外部人材が継続的に地域に関わるための仕組みづくりの取組
- 地域の伝統文化伝承、景観保全、都市との交流、世代間交流などにより、地域を活性化させる取組



- 1) 補助対象経費 <ソフト> 住民等が地域の将来のために主体的に取り組む活動に必要な経費 等  
<ハード> 活動に必要な施設の整備・改修、施設に付随する備品等の購入 等
- 2) 事業実施主体 (1) 市町  
(2) 市町が必要と認める集落・自治会、地域団体、個人事業者、企業、広域的な地域運営組織 等  
(ただし、地域産業取組については農協等生産組織を除く)
- 3) 県補助限度額 <ソフト> 補助率：県 1 / 2 100万円 ※市町任意負担  
<ハード> 補助率：県 1 / 3 300万円 ※市町は別途、事業費の 1 / 6 負担
- 4) その他  
・農業者や生産組織等が農産物生産、6次産業化を行う場合、農林水産部の事業を優先すること  
・経済活動を主目的とする場合は商工労働部の事業を活用すること  
・ハード事業は、整備後の運用・活用について地域の計画、実践を行うことが必要です  
・個人事業者、企業が事業実施主体となる場合は、将来を含め活動地となる市町、地域、住民との協働の体制等があることが必要になります。  
・事業完了後3年間、実施状況等について報告すること

### 3. 地域遊休施設等活用事業【間接】 ※事前審査会あり

中山間地域等において、地域の遊休施設（空き店舗、空き校舎、空き倉庫等）を活用し、住民の活動交流拠点や地域経済循環のための施設など、総合的な地域コミュニティの活性化・再生を図る取組等を支援

#### 【主な取組例】

- 集落内の空き店舗を改修し、地域住民で運営する農村レストランの開始
  - 廃校舎を改修し、地域の交流サロンや農産物加工施設への活用
  - 廃保育所を地域の福祉拠点として改修し、高齢者等が利用しやすい通いの場として活用 等
- ※整備後の運用・活用について地域の計画、実践を行うことが必要です



- 1) 補助対象経費 施設の改修経費（事業に必要な機械設備、備品等購入経費を含む。）ハード整備と一体的に実施するソフト事業（PR活動等）に要する経費）等
- 2) 事業実施主体 市町、広域的な地域運営組織、地域団体、集落・自治会
- 3) 県補助限度額 1 事業あたり1,000万円（補助率：県 1 / 2）  
※既使用部分の改修等整備を含む場合は限度額は400万円  
※市町は別途、事業費の 1 / 3 負担
- 4) その他
  - ・審査会により事業の採択の可否を決定する
  - ・対象となる遊休施設が、建設時等に補助金等の交付を受けている場合は、転用等に係る規定の手続きが終了（見込みを含む）していること
  - ・改修後の施設を主体的に運営する地域組織が存在すること
  - ・遊休施設には、空き家は含まない
  - ・事業完了後3年間は、実施状況等について報告すること
  - ・既使用施設（既使用部分）の改修は、「小さな拠点づくり」の取組に係る事業で、生活に必要な機能の新設・拡充・追加等を行うものに限る

### 4. 安全・安心活動支援事業【間接】

中山間地域で日常生活を送るうえで、まちなかに比べ生活条件が不利となる自然現象（豪雪や鳥獣出没等）や地理等、中山間地域に特有の課題に対し、地域住民同士の事前の話し合いを通じた共助の取組を支援

#### 【主な取組例】

- 集落内、地域で共同で行う活動の体制づくり
  - ・除雪体制、雪害に対する家屋の雪囲い設置
  - ・消火活動、救出活動、避難誘導活動
  - ・家屋、敷地等（農地除く）への鳥獣侵入防止柵の設置
- 土砂災害や河川氾濫、集落孤立などに備えた集落の防災計画づくり



- 1) 補助対象経費 地域の共助による体制づくりに必要な経費（除雪機の導入・リース等、災害時の避難誘導に必要な備品、雪囲いや鳥獣侵入防止柵等の共同設置に要する経費等）、防災計画策定のための経費 等
- 2) 事業実施主体 市町、集落・自治会、地域団体、広域的な地域運営組織
- 3) 県補助限度額 1 事業あたり50万円（補助率：県 1 / 3） ※市町は別途、事業費の 1 / 6 負担
- 4) その他
  - ・集落等で生活の安全・安心を確保するための住民による話し合いを行うこと
  - ・日常生活の中で住民が共同で継続して取り組む仕組みづくりの取組であること
  - ・被災後の生活維持に備えるための経費（集会所等の環境整備や備蓄品購入）及び被災後の復旧に係る経費は対象外

## 5. 次世代育成事業【直接】

中山間地域の振興を図るため、地域において高校生の発案による地域活動の実施を通じて、若者の視点による地域課題解決や活動による生徒の成長や地域へ愛着を図る取組を支援

### 【主な取組例】

- ふるさと教育のシンポジウムを開催し、地域の人と一緒に実践した取組を発表
- 高校生と大人がグループになり、ワークショップを開催
- 高校生と町の住民が協働し、道の駅付近の花壇を設置して、観光客をもてなすスポットとした

- 1) 補助対象経費** 中山間地域の振興を図るため、県立高校の生徒の意見や発案を地域の中で実施・具体化するために必要な経費 ※同一の事業について3年間を上限の目安とする  
(例) ・外部講師の招へいに要する謝金、旅費  
・校外実習への移動に要する運賃、バス借り上げ料、施設入場料、傷害保険料等  
・制作・講習、地域課題解決に向けた試行、実践に係る経費  
(用具や消耗品等の購入等)  
・その他事業の実施に必要な経費  
※人件費、構成員に対する個人給付的な経費は除く
- 2) 事業実施主体** 高校生、地域住民、市町、高校等で構成される実行委員会
- 3) 補助金限度額** 1事業当たり100万円以内(補助率: 県10/10)



## 6. 継業支援事業【直接・間接】

事業の継続が困難となっている地域に必要な店舗・サービス等について、事業を引き継ぐ者を確保することにより、中山間地域に必要な生活機能やコミュニティの維持を図る取組を支援

### (1) なりわい継業支援【直接・間接】

地域が必要とするなりわいを引き継ぐ人材を受け入れるために、市町又は地域組織が行う条件整備に必要な経費(施設整備や研修費用等)を支援

- 1) 補助対象経費** 団体等が継業人材を受け入れるために必要となる以下の経費  
ア 継業施設又は設備の整備に係る経費  
イ なりわいを引き継ぐために必要となる経費  
ウ 継業人材の地域での研修や生活基盤の確保等に要する経費
- 2) 事業実施主体**  
(1) 市町  
(2) 交付目的が達成される内容の事業を行うものと市町が認める団体
- 3) 補助金限度額** 市町負担額の1/2  
ア 3,000千円 イ 50千円/月(最大2年間) ウ 60千円/月(最大2年間)  
※ア及びイを併用する場合はアイ合計で上限3,000千円とする。



### (2) お試し継業支援【直接】

後継者のいない事業の継業を実際に現地で体験する際に係る交通費及び宿泊費を支援

- 1) 補助対象経費** 交通費/宿泊費
- 2) 事業実施主体** 継業活動を行う者
- 3) 補助金限度額** 補助率1/2(・補助金の上限額 宿泊費4,100円/泊、13泊分)
- 4) その他条件** ・継業活動は同一年度内において連続する14日以内に限る。

